第13－２号様式（第９条第２項関係）

奈機構総第　　　　号

令和　年　　月　　日

情報公開・個人情報保護審査会　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人奈良国立大学機構理事長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

諮　　問　　書

　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第３条の規定に基づく開示請求に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第19条第１項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求に係る法人文書の名称 |  |
| ２　審査請求に係る開示請求 | （１）　開示請求の日付、受付番号  （２）　開示請求の宛先 |
| ３　補正に要した日数、開示決定等の期限 |  |
| ４　審査請求 | （１）　審査請求日  （２）　審査請求人  （３）　審査請求の趣旨 |
| ５　諮問の理由 |  |
| ６　参加人等 |  |
| ７　添付書類等 | ①　法人文書開示請求書（写し）  ②　審査請求書（写し）  ③　理由説明書  ④　その他参考資料 |
| ８　諮問庁担当課、担当者名  　　電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス、住所等 |  |

　注１）　３の「補正に要した日数、開示決定等の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第２項の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等の期限を、同法第11条の規定が適用された場合には残りの法人文書について開示決定等をする期限を、それぞれ記述すること。

　注２）　５の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考えるため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

（※）行政不服審査法第３条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

　注３）　７の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考える理由について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。

　注４）　７の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第２項又は第11条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。